

志 十 山 漫 業 月 生 氏 住 業 居

中上正年振一五二出收業  
 理事 麻生 久  
 明治四十五年五月生  
 大分中學校卒業東京高等師範大  
 學教員を経て東京帝大法律科大  
 正六年六月卒業今七年七月牙  
 京の支社書記として八年五月  
 退社六月反復支社に入り支收  
 部員及支社業出收部主任として  
 今九年山形支社として今九年九月  
 全日本銀行大塚支店支店長として  
 今九年三月迄  
 此は区板竹田小川方 栗崎  
 理事 坂口 政 治  
 明治八年三月生  
 小學校卒業後小樽高等商業學校一年  
 修業旭川小川雅實支店店員として  
 大正三年十月支店長として支  
 店長に任ぜられ支店書記として又  
 支店長に任ぜられ支店書記として又  
 八年五月反復支社に入り支收部  
 主任として今九年九月迄  
 全日本銀行大塚支店支店長として  
 今九年三月迄

在下一山谷一八二四松崎町六七番地  
 理事 野村 正  
 明治廿六年二月生  
 小學校卒業後神戶市立第一高等小  
 學校を経て同校坑大宮工場海至工場  
 職工工場兼坂工場 盛城炭礦採掘工場  
 職工として其後支店長として入り大正九年全  
 日本銀行大塚支店支店長として今九年三月迄  
 大塚市立正木洋敷町九七番地 住吉士  
 理事 河合 榮 秀  
 大正六年神大法律科卒業後法務部として大  
 阪地方裁判所書記として七年十月辭職  
 今八年四月年歳士同業として先大正七  
 年十月以降 麻布区藤町九二番地を以て  
 坑夫組合の組織に協同して奔走して  
 今九年九月迄 大正九年十月反復支社に入り  
 支收部主任として今九年九月迄  
 全日本銀行大塚支店支店長として今九年三月迄

第一條 第二條 第三條 第四條 第五條 第六條 第七條 第八條 第九條 第十條

全日本銀行大塚支店聯合會の則  
 第一章  
 第一條 本會ハ全日本銀行大塚支店聯合會ト稱ス  
 第二條 本會ハ地方聯合會ニ屬ス直屬支店及個人會員ヲ以テ組織ス  
 第三條 本會ハ支店長トシテ決メ大正九年九月迄  
 第四條 事務執行上ノ最高權ハ本會理事會ニ屬ス  
 第五條 本會ハ左ノ事項ヲ目的トス  
 (一) 全日本銀行大塚支店聯合會ノ團結シ其福利の増進ヲ努力スルコト  
 (二) 支店長ノ職務及條件ノ維持又改善  
 (三) 同業支店間ノ協同及關係ノ確立  
 (四) 政治上ノ手続ニ依リ地方自治ノ改進  
 (五) 生活ノ保障スルニ足ル最低賃金ノ獲得  
 (六) 支店長ノ職務ノ改善  
 (七) 支店長ノ職務ノ改善  
 (八) 支店長ノ職務ノ改善  
 (九) 支店長ノ職務ノ改善  
 (十) 支店長ノ職務ノ改善  
 第六條 以テ決議スルモノハ本會員全員の同意ヲ得  
 第七條 本會員全員の同意ヲ得  
 第八條 本會員全員の同意ヲ得  
 第九條 本會員全員の同意ヲ得  
 第十條 本會員全員の同意ヲ得